（兼業業務の廃止の届出）

第十六条　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の七十二第二項後段の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官に届け出るものとする。

一　廃止したその業務の内容

二　廃止した年月日

三　廃止の理由

（業務の一部委託の承認申請）

第十七条　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の七十三第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地

二　委託する業務の内容及び範囲

三　委託の期間

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　業務の委託契約の内容を記載した書面

三　受託者が法第百五十六条の六十七第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四　受託者の役員が法第百五十六条の六十七第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五　受託者の定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

六　委託する業務の実施方法を記載した書面

七　受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

八　受託者の役員の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

九　受託者の役員の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

十　受託者の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

十一　その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務の一部委託の承認基準）

第十八条　金融庁長官は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一　業務の委託が取引情報蓄積業務の適正かつ確実な遂行を阻害するものでないこと。

二　受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。

三　受託者が法第百五十六条の六十七第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

四　受託者の役員が法第百五十六条の六十七第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

五　取引情報蓄積機関がその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

（業務規程の記載事項）

第十九条　法第百五十六条の七十四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　取引情報蓄積業務を行う時間及び休日に関する事項

二　従業者の監督体制に関する事項

三　取引情報の提供を行う場合にあっては、当該提供に関する事項

四　取引情報収集契約に関する契約約款に関する事項

五　その他取引情報蓄積業務に関し必要な事項

（届出事項）

第二十条　法第百五十六条の七十八各項の規定による届出は、届出事由の発生した後遅滞なく行わなければならない。

2　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の七十八各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　次項第一号に掲げる場合　変更に係る事項を記載した書面

二　次項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項を記載した書面

イ　事故の概要

ロ　改善策

三　次項第三号に掲げる場合　次に掲げる書類

イ　法第百五十六条の六十八第二項第一号に掲げる書面

ロ　法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

ハ　新たに役員となった者に係る第十二条第三号から第五号までに掲げる書類

四　次項第四号又は第五号に掲げる場合　次に掲げる事項を記載した書面

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

3　法第百五十六条の七十八第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　第十二条第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき。

二　電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、取引情報蓄積業務の全部又は一部を停止する事故が発生したとき。

三　法第百五十六条の六十八第一項の指定申請書を提出後、新たに取引情報蓄積機関の役員となった者がいるとき。

四　取引情報蓄積機関又はその業務の委託先の役員等が取引情報蓄積業務（業務の委託先にあっては、当該取引情報蓄積機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該取引情報蓄積機関の業務規程に反する行為が発生したことを知ったとき。

五　取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結している者又はその役員等が取引情報蓄積機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第二十一条　法第百五十六条の七十九第一項の規定による取引情報蓄積機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、別紙様式により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

3　取引情報蓄積機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。